## 退職後1年間の大まかなスケジュール ※居住区・状況によるところあり※

返職後1年間の大まかな人ケンュール・※居住区・状況によるところめり※ 							
	職場	配偶者職場	役所·税務署	ハロワ	国保•国民年金	開業	
5月	退職/旧保険証返却	保健証発行(扶養に入る) 扶養に入ることで国保・年金免除。		退職証明提出(失業保険の申請)	払いなし	退職前にクレカ発行(就業中の方 が審査が通りやすいため)	2号認定(会社員)□3号認定(被扶 養者)へ変更
6月	税関係の証明書などを受領。			来所指定日(失業保険の申請)	払いなし	PC購入。(開業に関わるものを Excelで作成。10万以上なら固定 資産に計上、その他のペン、ノー などの10万未満のものは開業前 に限り、開業費に計上。レシート、 Webの領収書など捨てないように 注意)	3号
7月	これまで拠出してきた確定拠出根 金の残高をidecoに移行の手続 き。これをしないと手数料をとられ て自動で希望しないところへ移管さ れてしまう。			来所指定日(失業保険の申請)	払いなし	ideco開設。口座を開設し自動でひきおとしされる仕組み。	3号
8月		保険証失効証明書を受領/保険 証返却 (失業保険が受給開始されたの で、一旦扶養から外れる手続きを する)	配偶者職場から保険証執行証明 書をもらい、役所に提出	来所指定日(失業保険受給開始)	扶養から外れたので、納付書タイプの国保・国民年金の納付書が自宅に届く。(払い開始)	idecoでも1号認定へ変更。忘れる と引き落としが停止される。	3号認定○1号認定(自営業)へ変 更
9月				来所指定日(2回目)	払いあり		1号
10月				来所指定日(3回目)	払いあり		1号
11月				来所指定日(4回目)	払いあり		1号
12月		保険証発行の申請、種類は何が 必要かは配偶者職場に確認	役所に保険証の失効を申請、国保 についても免除のための書類を書 く	来所指定日(最終)	払いあり、いつまで払うかなどは保 険証の発行日による。 国保は役所へ、年金は年金局に確 認する。	idecoでも3号認定へ変更。	失業保険の受給が終了したので、 1号認定○3号認定(被扶養者)へ 変更
1月					国民年金は払いなし 国保は今年度分は全部払い、後ほ ど還付を受けられるので、来年度 還付するための書類を送ると回答 あり。(人によるので要確認)		3号
2月			税務署で源泉徴収の確定申告。調整により後日還付あり。		国民年金は払いなし	2月末税務署で開業届提出。 ・会計ソフトfreee登録 ・WordPress (SWELL)購入 ・サーバー(wing)購入 ・ビジネス用の銀行口座開設	3号
3月					国民年金は払いなし	1月から12月の分を2月に確定申告するので、年ごとに帳簿をつける (年度ごとに帳簿をつけない)	3号
4月					払いなし	メールアドレスのドメイン(@以降) 購入(フリーアドレスよりも信頼UP)	3号
なんとか しなけれ ばないな いこと ポイント	確定拠出年金 源泉徴収の確定申告	保険証の手続き(3回)	保険証の手続き 確定申告	指定来所日は絶対。来所しない と受給に関わる(結構シビア) 転機活動の記録記載必須(雇 用保険ありの会社を多々勧められ る)	国保は役所 年金は管轄の年金局(送られて きた封筒に連絡先記載あり) 熱付書は郵便局へ行かなくて も、業天payなどで払込可能	開業のためにやること	